

給付型奨学金 「名市大生スタート支援奨学金」 Q&A

目 次

番号	内 容
Q1	申請すれば必ず採用されますか。
Q2	授業料減免の適用を受けることができますか。
Q3	住民税非課税世帯とは、どのような世帯を指すのでしょうか。
Q4	「住民税（非）課税証明書」とは、どのようなもののでしょうか？同じ名前の証明書が見当たりません。
Q5	住民税（非）課税証明書は、何年度のものを取得すればよいのでしょうか。最新の証明書が発行されない場合はどのようにしたら良いのでしょうか。
Q6	住民税非課税世帯の証明書類として、「住民税（非）証明書」を取得しましたが、住民税非課税に該当するかはどのように判断すればいいのでしょうか。
Q7	「住民税（非）課税証明書」を取得しましたが、「所得割」は0円となっていますが、「均等割」に金額が記載されています。この場合は、住民税非課税とみなされないのでしょうか。
Q8	申請先はどこですか。本人でないと申請できませんか。
Q9	給付を受けた後で返還を求められることはありますか。

★不明な点がありましたら、電話・メールで以下までお問い合わせください。

名古屋市立大学 学生課（学生支援担当） TEL：052-872-5042

〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 滝子キャンパス3号館1階

※ 郵送提出の場合は、「スタート支援奨学金書類在中」と封筒表に記載してください
(レターパックライト・簡易書留等の追跡可能な方法により郵送してください)

Email：scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp

受付時間：平日8：45～17：15（年末年始、土日祝日を除く）

Q 1 申請すれば必ず採用されますか。

A 1 本学に在学する学部新1年生のうち、両親又は両親に代わってあなたの生活を支援している方（生計維持者）の住民税所得割額が非課税である世帯に属する方が対象です。申請後、書類審査を経て、採用を決定します。

住民税の「所得割額」が「0円」でない場合は採用されません。

ただし、100円未満であれば課税されないため、採用となります。

国の高等教育の修学支援制度に申請し、「第Ⅰ区分（満額支援）」として採用決定となった場合は必ず採用されます。また、これ以外でも、条件を満たしていれば採用されます。

なお、本奨学金には、資産要件・年齢要件・成績要件はありません。また、支給人数の上限は設けていません。

Q 2 授業料減免の適用を受けることができますか。

A 2 本学は国の高等教育の修学支援制度（以下、国の制度）の対象校であり、この制度に則って授業料等の減免を実施しています。国の制度による授業料等減免は日本学生支援機構の給付型奨学金制度と一体となっており、授業料減免を受けるためには、日本学生支援機構の給付型奨学金に申し込み、給付奨学生として採用されることが必要です。採用された場合、日本学生支援機構が決定する支援区分（第Ⅰ～第Ⅲ）に応じ、授業料等減免の割合（全学、2/3額、1/3額）と給付奨学金の支給額が決まります。

なお、国の制度の対象とならない方のうち、入学前1年（又は入学後、授業料納付期限6月前）以内に災害により家屋に損害を受けた方は、前期または後期の授業料について減免を受けることができます。該当する場合は学生課（学生支援担当）へご相談ください。

Q 3 住民税非課税世帯とは、どのような世帯を指すのでしょうか。

A 3 生計維持者（両親等）及び申請者本人の住民税所得割額が非課税である世帯です。

生計維持者とは、申込者本人と同一世帯（同一生計）の父母及び父母に代わって世帯員を扶養している方を指します。

父母2人と申込者本人が住民税非課税の場合は対象となります。

ただし、父母の有無にかかわらず、父母に代わって祖父母、兄弟姉妹が申込者本人の生計を支えている（世帯員を扶養している）場合、その方も非課税である証明が必要になります。

注1）父母には養父母、岳父母を含みます。

注2）死亡、離別を前提とした別居（調停中など）、DVによる避難に該当する場合は、本人と同居していない父母は「いない」扱いになります。ただし、事実確認のできる公的証明書類の提出が必要です。

注3）父又は母等が単身赴任（海外含む）している場合は同一世帯に含みます。

海外在住により住民票の取得ができず（日本国内に住民票がない）、非課税となっている場合は、非課税世帯とはなりません。

Q 4 「住民税（非）課税証明書」とは、どのようなものでしょうか？

同じ名前の証明書が見当たりません。

A 4 「住民税（非）課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。

市区町村民税の「所得割額」「扶養人数」「収入額」等の、金額・人数が記載された証明書を取得してください。

<例> 「所得課税証明書」、「非課税証明書」、「課税証明書」、「市民税・県民税証明書」等

Q 5 住民税（非）課税証明書は、何年度のものを取得すればよいのでしょうか。

最新の証明書とは、いつのものになるのでしょうか。

A 5 申請時に取得可能な、最新の証明書（前々年の1月～12月の収入・所得の内容が記載されているもの）を発行していただければ結構です。

〔例〕和8（2026）年4月に取得可能な証明書：令和7（2025）年度の証明書

※令和6（2024）年1月～12月の収入・所得の内容が記載されているもの

Q 6 住民税非課税世帯の証明書類として、「住民税所得（非）課税証明書」を取得しましたが、住民税非課税に該当するかはどのように判断すればいいのでしょうか。

A 6 市区町村民税の所得割の金額が「0円」（100円未満）になっているかを確認してください。

注5）「所得割額」の欄が空白や「*」となっている証明書では認められません。また、同様に「扶養人数欄」が空白や「*」となっている場合も認められません。

Q 7 「住民税（非）課税証明書」を取得しましたが、「所得割」は0円となっていますが、「均等割」に金額が記載されています。この場合は、住民税非課税とみなされないのでしょうか。

A 7 「所得割」が0円（100円未満）となっている場合は、住民税非課税世帯として申し込むことができます。

Q 8 申請先はどこですか。本人でないと申請できませんか。

A 8 **滝子キャンパス3号館1階・学生課（学生支援担当）**の窓口へ提出をしてください。

必ず本人が申請するようにしてください。郵送提出も可能です。

注6）「口座振込依頼書」には、必ず申請者本人の口座を記入してください。

Q 9 給付を受けた後で返還を求められることはありますか。

A 9 奨学生が、奨学金の支給を受けた年度において次のいずれかに該当すると認められる場合は、奨学金の返還を求められることがあります。この場合、返還することとなった方は、指定の期日までに奨学金を返還しなければなりません。

- （1）本学学生の身分を失ったとき
- （2）本学学則に基づき懲戒処分を受けたとき
- （3）その他奨学生として適当でないと認められるとき